

## 第1編 行動計画の基本事項

### 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

#### 第1節 作成の主旨

新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

それは、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等による新型のウイルスの出現であれば同様であり、さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響の大きいものが発生する可能性があります。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症や、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関及び事業者等の責務等を定めたものです。

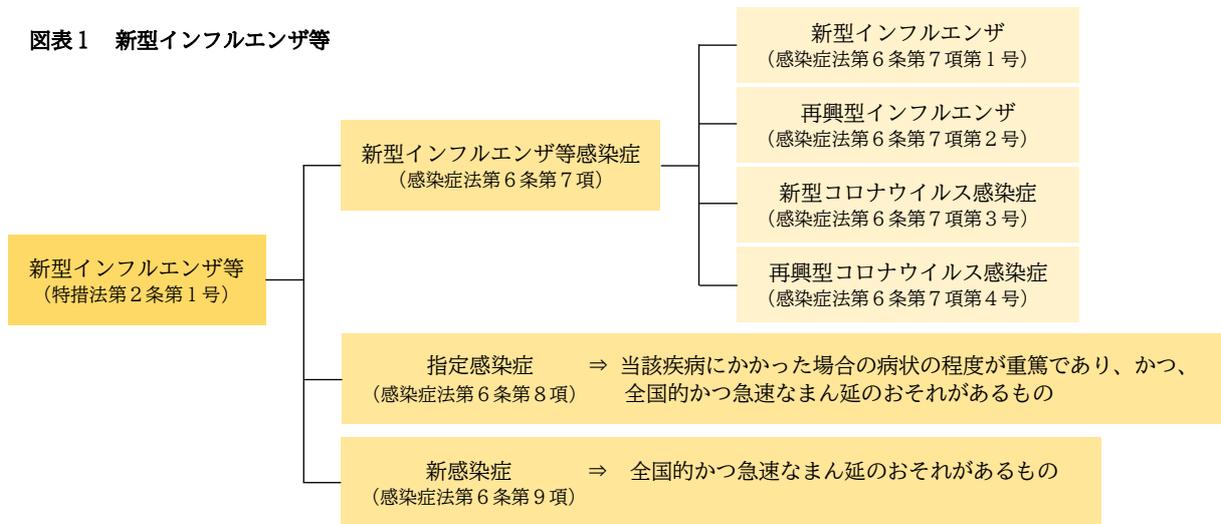
この特措法及び感染症の患者及び感染症の医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、市全体の態勢を整備するため、松本市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を定めます。

## 第2節 対象とする疾患

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあります。具体的には以下の①から③に示すとおりです。

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

図表1 新型インフルエンザ等



### 第3節 市行動計画の位置付け

市行動計画は、特措法第8条の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を示すものです。

また、本計画は長野県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づく市行動計画に位置付けられるものであり、松本市感染症予防計画（以下「市予防計画」という。）及び松本市保健所健康危機対処計画（以下「市対処計画」という。）との連携・整合性を図りつつ策定します。

市行動計画においては、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえ、計画の定期的な検討を行い、県行動計画の変更があった場合には、適時適切に見直しを行います。

## 第2章 市行動計画の改定と感染症危機対応

### 第1節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

新型コロナウイルス感染症（COVID-19。以下「新型コロナ」という。）については、令和2年1月に日本国内で初めて感染者が発生し、2月25日には松本保健所管内で長野県内初の感染者が確認されました。

市では、同日に市長を本部長とする「松本市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、国、県、医療・福祉分野、教育分野、経済産業分野等の関係の皆様と連携して、様々な対処すべき事項について協議、調整を図り、協調して各種対策を実施しました。

初期段階においては、ワクチンや治療薬もない未知なるウイルスに対し、外出の自粛や飲食店等への営業時間短縮に関する協力依頼、小中学校の臨時休業など、感染の拡大を防ぐための対策に重点を置かざるを得ませんでした。

令和3年3月以降は、新型コロナウイルスのワクチン接種が本格化し、新たな段階となる中、4月1日の中核市移行により松本市保健所を設置し、市の保健衛生施策と感染症対策全般を主体的かつ総合的に実施しました。

令和5年5月8日には感染症法上の五類感染症に位置づけが変更され、行政が特措法や感染症法、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例に基づく様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、市民の自主的な取組みを基本とする対応に移行しました。

次の感染症危機に備えるため、この経験を生かした取組みを進めることが重要です。

## 第2節 市行動計画改定の目的

市行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものです。

従前の市行動計画は平成26年3月31日に策定されたものですが、今般の新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び県行動計画が改定されたことを受け、市行動計画を全面改定します。

国では新型インフルエンザ等対策推進会議において新型コロナ対応を振り返り、課題を整理したところ、以下の①から③が主な課題として挙げられました。

- ① 平時の備えの不足
- ② 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ③ 情報発信

これまでの新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くしなやかに対応できる社会を目指す必要があります。

こうした社会を目指すための目標を、以下の①から③のとおり示します。

- ① 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ② 市民の生活及び地域経済への影響の軽減
- ③ 対策の実施に当たっての基本的人権の尊重

### 第3節 感染症危機管理の体制

#### 1 考え方

全市的な危機管理の問題として取り組むほか、国、県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組みを行います。

#### 2 全庁的、全市的な取組み

新型インフルエンザ等が発生する前において、松本市新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議及び松本市感染症対策委員会の枠組み等を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組みを推進します。

また、危機管理部や健康福祉部を始め、各部局においては、関係機関との連携を強化し、発生時に備えた準備を進めます。

#### 3 実施体制

##### (1) 松本市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）

政府新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）及び長野県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置されたとき又は新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときには、直ちに市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害の防止及び社会機能維持を図ります。

また、政府によりまん延防止等重点措置及び緊急事態措置が行われた場合には、特措法に基づき必要な措置を講じます。

##### ア 構成

(ア) 本部長：市長

(イ) 副本部長：副市長、教育長

(ウ) 構成員：各部局長等

(エ) 事務局：危機管理部、健康福祉部保健所

##### イ 所管事項

(ア) 新型インフルエンザ等の発生動向の把握に関すること。

(イ) 新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。

(ウ) 新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること。

(エ) 市内発生時における社会機能維持に関すること。

(オ) 国、県、関係機関との連絡調整に関すること。

(カ) 市民に対する正確な情報の提供に関すること。

(キ) その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

##### (2) 松本市保健医療調整本部

市対策本部は、市内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療を提供するため、新型インフルエンザ等の発生状況により市対策本部長が必要と判断したと

きは、松本市保健医療調整本部を設置します。

ア 構成

(ア) 本部長：松本市保健所長

(イ) 指揮統括：松本市医師会長

(ウ) 構成団体：松本市医師会・松本市歯科医師会・松本薬剤師会・信州大学医学部附属病院・相澤病院・長野県松本保健福祉事務所・松本広域消防局・医薬品卸協同組合・医療機器販売業協会等

(エ) 事務局：健康福祉部保健所保健総務課

イ 所管事項

(ア) 適切な医療の提供に関すること。

(イ) 検査体制に関すること。

(ウ) 感染拡大防止に関すること。

(3) 松本市新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議

市は、新型インフルエンザ等に関する各種対策について、各部局の連携による迅速かつ的確な対策の実施を図るため、松本市新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議を設置します。

ア 構成

(ア) 構成員：各部局庶務担当課長等

(イ) 事務局：危機管理部、健康福祉部保健所

イ 招集

危機管理部長又は健康福祉部長が招集します。

ウ 会議

会議の議長は、危機管理部長又は健康福祉部長とします。

エ 所掌事項

(ア) 情報の集約、共有、分析に関すること。

(イ) 各段階における各部局の対応に関すること。

(ウ) 各部局の連携に関すること。

(エ) その他新型インフルエンザ等の対策を行う上で必要なこと。

(4) 松本市感染症対策委員会

感染症の総合的な対策を迅速かつ的確に講じるため、必要に応じて随時、松本市感染症対策委員会の意見を聴きます。

ア 構成

(ア) 構成員：保健医療関係団体の代表者、関係行政機関の代表者、学識経験者及び市長が必要と認める者

(イ) 事務局：健康福祉部保健所保健予防課

イ 所掌事項

新型インフルエンザ等の対策に関すること及び市長が必要と認めること。

(5) その他

市対策本部のもと、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、感染症対策等について専門的な検討を行うために、必要に応じて専門者会議等の設置又は専門家の意見を聴きます。

《実施体制》

